新型コロナウイルス・物価高騰対応雇用安定支援金に係る
支援金支給の流れ

離職者の再就職支援の流れ	支援金支給の流れ
新型コロナの感染拡大、長期化及び物価高騰の影響による事業活動の縮小に伴い、５上２９人以下の人員削減の実施を決定	
⇩	⇩
送出企業の離職者が、県立ハローワーク、ハローワーク、産業雇用安定センター、その他職業紹介事業者（以下「ハローワーク等」という。）に求職者登録	送出企業が県立ハローワークに送出企業の要件確認を申出
⇩	⇩
ハローワーク等の紹介により 事業主が離職者の正規雇用採用を決定	県立ハローワークが送出企業の要件確認結果を送出企業及び産業雇用安定センター等へ通知
⇩	⇩
採用事業主が離職者を正規雇用 ➡	採用事業主が離職者を正規雇用したことを県立ハローワークへ報告 【正規雇用した日から１月以内】
	⇩
	採用事業主が県立ハローワークへ支援金支給申請書を提出 【正規雇用した日の３月後から３月以内】
	⇩
	支援金支給決定・支給
	⇩
	採用事業主が県立ハローワークへ正規雇用の雇用状況を報告 【正規雇用した日の１年後から１月以内】